

スマートフォン決済アプリによる市税等の納付について Q&A

**令和2年10月1日から、スマホ決済アプリを利用して市税等が納められます。
24時間いつでも・どこでもスマートフォン等から納付できます。**

Q1. スマートフォン決済とは何ですか。

A1. スマートフォンにインストールされた、PayPay や LINEpay 等のアプリを活用し、電子マネーで市税等が納付できる仕組みです。

Q2. 納付できる市税等は何ですか。

A2. 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の市税の他、後期高齢者医療保険料及び介護保険料です。

Q3. いつから納付できますか。

A3. 令和2年10月1日以降に納期限が到来する分で、コンビニ収納用のバーコードが印字されている納付書であれば、納付が可能となります。

※納期限を過ぎた納付書や、バーコードが印字されていない納付書では納付できません。

Q4. PayPay 等で納付ができる電子マネーとは。

A4. 金融機関等からアプリ上にチャージした残高が、納付できる電子マネーとなりますので、クレジット等での納付はできません。

Q5. 納付する方法は。

A5. アプリを起動し、納付書に印字されているバーコードをスキャンして電子マネーで納付します。

Q6. 手数料はかかりますか。

A6. 納付にかかる手数料は無料ですが、通信料等は利用者負担となります。

Q7. 領収証は発行されますか。

A7. 領収証は発行されません。納付後、すぐに納税証明が必要な方は、金融機関または市役所(各支所)で納めてください。なお、スマホ決済で納付した場合、入金から概ね2週間後に納税証明書の発行が可能となりますので、ご留意願います。